

○東京藝術大学後援名義使用に関する要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日 令和3年9月21日

(趣旨)

第1 この要項は、本学の後援名義の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2 本学は、芸術並びにこれに関連する学術の発展及び普及に寄与する諸事業に対し、次に掲げる後援名義使用申請者から願出のあったときは、これを許可することができる。

(1) 国及び公共団体の機関

(2) 教育研究機関

(3) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）

(4) 報道関係機関

(5) その他学長が適当と認めるもの

(願書)

第3 本学の後援名義の使用許可を受けようとする者は、別紙様式の願書を学長に提出しなければならない。

(許可)

第4 学長は、前項の願書を受理したときは、当該事業計画に係る当該部局等の意見を聴いて許可をする。

(変更)

第5 後援名義使用申請者は、事業計画に変更のあったときは、直ちに届け出なければならない。

(報告)

第6 後援名義使用申請者は、事業終了後直ちにその結果について報告書を提出しなければならない。

(経費)

第7 本学は、後援名義の使用を許可した事業に対して、経費を負担しない。

(事務)

第8 後援名義使用に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学後援名義使用に関する要項（平成2年7月12日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年9月21日から施行する。

別紙様式

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

団 体 名
代表者・職氏名
所在地・電話番号

後 援 名 義 使 用 許 可 願

このたび、下記事業を開催することになりましたので、貴学の後援名義使用を許可して下さるよう関係資料を添えて申請します。

なお、本願出の事業に関して、貴学に経費の負担をお願いすることはありません。

記

1 事 業 名 称	
2 開催目的・趣旨	
3 主催（共催）者名	
4 開 催 期 間	
5 開 催 場 所	
6 参 加 人 員	
7 参加者負担金等	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業に必要な経費の出入りを明らかにする書類
- 3 主催団体の沿革、組織、活動等を明らかにする書類
- 4 役員、会員等の住所、氏名、職業等を明らかにする書類
- 5 従来から実施している事業である場合は、前回の事業を明らかにする書類